

# 第5回学術・教育・研究委員会の会議概要 (学術部会常設委員会)

**I 日 時** 平成19年3月15日(木) 10:30~13:00

**II 場 所** 日本獣医師会会議室

## III 出席者

**【委員長】** 酒井 健夫 日本獣医師会理事(学術部会長)  
**【副委員長】** 金田 義宏 岩手県獣医師会会長  
**【委 員】** 江藤 文夫 宮崎県獣医師会会長  
大橋 文人 大阪府獣医師会(大阪府立大学教授)  
唐木 英明 日本学術会議第2部部長  
喜田 宏 全国大学獣医学関係代表者協議会会長(北海道大学教授)  
局 博一 東京大学教授  
吉川 泰弘 国公立大学獣医学協議会会長(東京大学教授)

(欠席委員)

種池 哲朗 前私立獣医科大学協会会長(酪農学園大学教授)

**【文部科学省】** 山内 勝 高等教育局専門教育課科学・技術教育係長

**【農林水産省】** (欠席)

**【厚生労働省】** 森田 剛史 医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室輸入食肉査察専門官

**【本 会】** 中川 秀樹(副会長)、大森 伸男(専務理事)ほか

## IV 議 事

### 1 説明・報告事項

- (1) 第4回学術・教育・研究委員会の検討結果(説明)
- (2) 獣医学教育の外部評価及び学術・教育・研究委員会「中間とりまとめ(案)に対する獣医学系大学関係者の主な意見

### (3) 獣医師問題議員連盟総会の開催

## 2 協議事項

### (1) 委員会報告の取りまとめ

### (2) 今後当面のスケジュール

## V 会議概要

開会にあたり、酒井委員長から「ご多忙の中、お集まりいただいたことに感謝する。獣医学教育改善への取り組みは長年に渡り連綿と続いてきた。外部評価のあり方についても様々な検討がなされ、本委員会でもすでに4回の議論が行われたところである。この間の色々なご意見を踏まえて、このたび報告書案を作成した。獣医学教育改善に向け、乗り越えなければならない山は大きく、すべての課題を整理し、方向づけ、実現するには相当の時間がかかるであろう。しかし、流れを止めることなく、現状で取り組めるものを示し、今後の運用に向けた指針となるものを取りまとめたい。」旨の挨拶があった。その後、酒井委員長により、議事が進行された。

### 1 説明・報告事項

#### (1) 第4回学術・教育・研究委員会の検討結果

ア 大森専務理事から、第4回委員会会議概要に基づき協議結果が説明され、前回会議における取りまとめの主な内容が以下のとおり確認された。

(ア) 9月の全国大学獣医学関係代表者協議会（全国協議会）では、国公立協議会、私立協会にも改めてこれまでの経緯を各大学に説明し、今後誤解を招かないようにすること、また、中間取りまとめ案については、あくまで議論の経過であり結論ではないことをよく説明・確認する。

(イ) 中間取りまとめ案について意見があれば8月中に事務局あてに送付する。

(ウ) 本委員会の取りまとめは、各委員の意見、9月に山口で行われる全国協議会での意見等を踏まえ、委員長・副委員長・事務局で年度末を目途に行う。

(エ) 9月の全国協議会における議論を踏まえて、外部評価に関する国公立協議会と私立協会の意見を取りまとめた上で全国協議会長から日本獣医師会あての文書により通知する。

(オ) 今後議論を進めていく外部評価機関は、JABEEのような受益者負担を原則とし、評価を受けることで大学の評価が高まるものを目指す。

イ 大森専務理事及び酒井委員長から、その後の対応等について以下が補足された。

(ア) 春の全国協議会においては、メンバーが入れ替わったためこれまでの議論の経過に詳しくない関係者が増加している中、情報提供が不十分であったとの反省に立ち、9月に山口大学において開催された全国協議会では、過去の経緯を数ページにわた

る資料にまとめたものを関係者に配布し、説明した。

(イ) 外部評価に関する国公立協議会と私立協会の意見について、日本獣医師会として、本来であれば全国協議会から文書による通知を求めた。

(2) 獣医学教育の外部評価及び学術・教育・研究委員会「中間とりまとめ（案）に対する獣医学系大学関係者の主な意見

ア 大森専務理事から、資料に基づき説明された後、その内容について、以下が補足された。

(ア) 「国公立獣医学協議会関係者」の項に列記した意見は、国公立協議会から文書による意見が送付されなかったため、昨年9月の全国協議会当日の午前中に国公立協議会関係者が参集した際の発言内容をまとめたものである。

(イ) したがって、これまでの経緯を踏まえていない意見や、日本獣医師会の取り組みに対する批判的意見もあるが、国公立協議会の総意ではない。

イ 山口大学における全国協議会での様子について、酒井委員長から以下が説明された。

(ア) 昭和40年代に端を発し、主に昭和50年代から獣医学教育の整備・充実を旗印に活動を進めてきたが、その経緯が十分に理解されているとはいえず、むしろ誤解されている面があった。

(イ) 今回検討している外部評価が実施されることによって、各大学が独自に取り組んでいる自助努力や、各大学が定める教育研究の理念・目標が制限されるものではないことを今後とも十分説明する必要がある。

(ウ) 各大学の自治を尊重した上で、この委員会でのとりまとめを目標に教育環境の整備を目指すことが目標であり、関係者の理解を求めたい。

(3) 獣医師問題議員連盟総会の開催

大森専務理事から、資料に基づき大要以下が説明された。

ア 平成18年12月、獣医師問題議員連盟（会長：谷津義男衆議院議員）の総会が行われた。日本獣医師政治連盟に対し出席要請がなされ、獣医学教育体制の整備・充実等について要請を行った。このことについては、日本獣医師会雑誌（60巻第2号）にも掲載している。本委員会の江藤委員も九州地区獣医師政治連盟委員長として出席した。獣医学教育改善に係る内容は主に以下のとおり。

(ア) いわゆる6年制獣医師が獣医界に輩出されて20年が経過するが、獣医学教育環境の不備と改善の必要性が指摘され続け、今日に至る。

(イ) 獣医学教育については、専門職業人養成課程として抜本的改善が必要である。

(ウ) 国公立大学については、再編統合を進め、単独の獣医学部としての整備、十分な教員数の確保とそれに見合う環境整備のための予算措置が必要である。

(エ) 獣医学教育の質の改善が喫緊の課題とされる中、入学定員の緩和は獣医学教育改善に逆行するばかりか、その瓦解につながりかねない。

イ これについて、文部科学省 辰野 裕一審議官（高等教育局担当）から以下の説明

がなされた。

- (ア) 獣医学教育改善について最新のものは、平成 16 年度に文部科学省「国立大学における獣医学教育に関する協議会」が出した報告がある。これは、国立大学の法人化に伴い、獣医学教育について検討するタイミングが一致したということ。
- (イ) 国が教員配置の数値目標を掲げるのは難しい。関連分野との連携等による充実が必要であり、また、各大学内部と他の大学間の協力も必要である。
- (ウ) 大学環境の改善については、国立と私立でかなり開きがあると理解している。
- (エ) 国立大学の統合によりスケールメリットを活かす方向には基本的に賛成である。大学を超えた獣医学科の統合メリットは、有効かつ重要との基本認識はある。しかし、各大学内での議論を踏まえた自主的な判断が必要であること、また、地域の理解を前提にしなければ進めることは出来ないと感じる。

ウ 獣医師問題議員連盟総会における宮路和明幹事長によるまとめの挨拶では、獣医学教育改善について、獣医師問題議員連盟においても今後、プロジェクトチームを編成する等継続的に課題に取り組みたいという獣医師問題議員連盟としての意向が示された旨、大森専務理事から補足説明された。

## 2 協議事項

ここで、所用のため酒井委員長が退席し、代わって金田副委員長によって議事進行された。

### (1) 委員会報告の説明

大森専務理事から、委員会報告(案)「獣医学教育改善に向けての外部評価のあり方」の資料に基づき各項目の大まかな説明がなされた。

#### ア はじめに

- (ア) 全体のイントロダクションにあたる部分である。動物医療に対する社会的期待の高まりを受け、動物医療の質の向上が求められている。
- (イ) 特に獣医師養成の基盤となる獣医学教育が獣医師養成のための課程として十分に機能することが大切としている。

#### イ 獣医学教育の現状と教育改善に向けての取り組み

- (ア) 第3回及び第4回委員会における検討の内容、中間とりまとめを示したときの関係者の反応において、多分に誤解とも受け取れる意見があった。日本獣医師会が検討を行うことに否定的な意見もあった。
- (イ) そこで、これまでの取り組みの経緯を再整理し、再度関係者に周知することを目的として、繰り返しの表現になった部分もあるが、改めて丁寧に説明を加えた。

#### ウ 獣医学教育改善に向けての外部評価の必要性

ここでは、大要以下の流れをもって、獣医学教育に特化した第三者評価システムが必要であることを示した。いわば結論とその理由を述べた部分である。

- (ア) 外部環境として、学校教育法が整備されたことにより、自己点検評価の実施と第三者評価が仕組みとして制度化され、今後これに対応しなければならないことを述べた。
- (イ) 第三者評価としては機関別第三者評価（大学全体を組織体として評価）とともに専門分野別第三者評価（各大学の専門性を分野ごとに評価）が実施されることを求めている。
- (ウ) 平成16年の文部科学省協議会報告においては、大学自らが成果を挙げうる取り組みを実践することが重要であり、取り組み成果の評価・検証を踏まえ、更なる検討が必要とした。このことが外部評価への取組みの大きな理由付けとなる。
- (エ) 現在、獣医学教育分野に特化した専門分野別第三者評価を担う組織は存在しないことから、先の文部科学省協議会報告も踏まえ、獣医学教育分野に特化した第三者評価システムを独自に立ち上げる必要がある。

#### エ 獣医学教育の外部評価の基本的考え方

- (ア) 報告の本論にあたる部分であり、①目的、②外部評価の必要性和大学の質の保証システムとの関係、③外部評価の仕組みに分け、基本的考え方や運営の方向性を具体的に述べた。
- (イ) 特に前半の部分は、これまでに述べた内容と重複したり、既に理解しているといわれかねない部分もあるが、無用の誤解を招かないために、あえて詳細に論じた。獣医学教育の改善は、関係者全員の正しい理解の下で進めてほしいという委員会の願いもこめられている。

#### オ さいごに

これまでの論をまとめ、社会的理解の下で獣医学教育の改善が着実に進展することを期待する旨を述べた。その上で、各獣医学系大学間での横断的相互評価システムの整備が急がれることを示し、まとめとした。

### (2) 委員会報告の検討

#### ア 全体の構成について

- (ア) それぞれの項目ごとに読んでいくと丁寧に書かれているが、全体を通読したとき、冗長になってポイントが絞りにくい。
- (イ) 「2 獣医学教育の現状と教育改善に向けての取り組み」の項目については、(1)と(3)の内容が(2)によって分断されている印象を受けるので、構成を検討してはいかかがか。
- (ウ) 全体の構成がつかみやすいように、それぞれの小項目に表題をつけてはいかかがか。
- (エ) 「3 獣医学教育改善に向けての外部評価の必要性」の項目については、結論そのものを述べている部分と、その根拠を述べている部分が混在している。整理してはいかかがか。
- (オ) 学術論文ではない。報告書としては、獣医学教育改善の必要性を関係者全員が感じ取れるようにする必要がある。そうした観点から見れば、丁寧な記述がなされて

おり、大幅な修正は必要ないと考える。

(カ) 今後、委員長、副委員長及び事務局で再度整理したうえで取りまとめることとされた。

#### イ 外部評価組織と文部科学省との係りについて

- (ア) 文部科学省担当官から、「4 (3) ア 外部評価の実施体制」の項目の記載では、文部科学省が、評価主体の一つと受け取られかねない。また、「5 さいごに」の部分において、「文部科学省の主導の下で」という文言が使われている。このことについて、文部科学省としては受け入れられない。」とされ、大要以下の説明があった。
- a 文部科学省は、獣医学教育の改善には可能な限りの協力をしたいと考えている。
  - b しかし、外部評価機関を運営する一員として、あるいは直接の評価者として文部科学省に係ることはできない。同様に、各大学に対して評価を受けるように指導できるものでもない。
  - c 法人化後の国立大学を今後どのようにするかについて、文部科学省が委員会等を設置して検討し、その中で外部評価についても議論することは可能かもしれない。
  - d 外部評価に係る関係省庁の中に文部科学省の名前が挙げられているが、これにも抵抗がある。
  - e 仮に外部評価を行った結果、その対応に係る予算措置を求められても、文部科学省が対応することはできない。
  - f このとりまとめが、あくまで日本獣医師会の部会委員会報告であることは理解しているが、文部科学省として受け入れられない内容についてはあらかじめ申し上げたい。

(イ) これに対し、大森専務理事から、以下の説明・提案があった。

- a 獣医学教育の外部評価ができる限り確固たるものであってほしいという関係者の願い、文部科学省に運営に携わっていただきたいという思いがあることは事実。
- b 大学の自己点検・評価と第三者評価に係る学校教育法の所管者たる文部科学省の立場から、システムの運営について協力を願いたいということではいかがか。
- c 表現については、「文部科学省の主導の下で」を「文部科学省の協力を求め」に書き換える等してはいかがか。

(ウ) 文部科学省担当官から、あくまでも直接関与はせずに協力する立場とのニュアンスを含む表現であれば受け入れられると回答され、今後細部については、事務局と文部科学省の間で調整することとされた。

#### ウ 学校教育法に基づく認証評価について

(ア) 4 (2) イの最終パラグラフ、「学校教育法第 69 条の 3 第 2 項の認証評価機関評価として発展・整備することを目指す」という記載は、「将来に向けて学校教育法に基づく認証評価機関評価として発展・整備を目指すとの趣旨を踏まえるとしても、今回の報告からは削除することが妥当」とされた。

エ 外部評価の仕組みについて

(ア) 4 (3) ア 外部評価の実施体制について

- a 第三者評価とするなら、獣医学以外の分野からも評価者を募るべきではないか。
- b 各団体・機関から「選出」された者ではなく、「推薦」された者によって構成すべきではないか。
- c 専門性の高い分野を評価する場合、全くの門外漢が参加しても、確かな評価につながる。
- d 民間機関等の参加の可能性を考慮し、(カ)として、「その他関係団体・機関」を追加する。

(イ) 4 (3) ウ 外部評価の評価基準について

- a 各方面の誤解を防止するために、各大学が定めた自主的な目標を尊重した上で、最低限の要件を統一的基準として評価することを明確にするべきである。
- b 評価の段階で、各大学の目標を斟酌するということがよいのではないか。
- c 教育研究目標等について、これまでどおり大学が決められる旨を書き込んでおかないと、外部評価が大学の自治を脅かすものと理解される恐れがある。
- d この部分については再度整理し、表現を工夫する。

(ウ) 4 (3) エに記載された、大学への訪問調査について

- a 書面調査と並び、必ず訪問しなければいけないのか。この表現からは原則実施とも読み取れる。
- b 現実にはケース・バイ・ケースであろう。
- c 現行の表現でも、必ずしなければならないとは言っていない。文言は変える必要はない。
- d この部分については、「状況に応じ、適宜」というニュアンスを含んだ上で、表現はそのままとする。

(エ) 4 (3) オ (ウ) に記載された評価結果の取り扱いについて、単に「公表」ではなく、「原則公表」とする。

(オ) 4 (3) カ外部評価の手数料について、「手数料」という表現には違和感を覚えるとの意見が出された。この点については、J A B E E等の例を参考に、事務局で調整する。

オ その他

(ア) 5 (2) 下から4行目「長期に渡る」は「長期にわたる」とする。

(イ) 5 (3) 文末「相互評価のシステムを先ず軌道に乗せることが急がれる」については、既に国立大学で横断的評価システムが構築されているという経緯を踏まえ、「相互評価のシステムをさらに発展・充実させることが急がれる」とする。

(3) 今後のスケジュール

報告取りまとめ後のスケジュールについて、大森専務理事から資料に基づき説明された。

ア 3月26日に開催される第4回理事会において、酒井委員長（学術部会長）から報告され、報告書の取り扱いが協議される。

イ 4月2日に東京大学で開催される全国協議会では、酒井委員長の代理として大森専務理事から本報告書に関する説明を行う。

ウ 報告書の内容について、必要に応じて関係各方面に要請活動等を行う。

## VI まとめ

- 1 委員会報告の内容については、本日の検討結果をもとに、文部科学省とも調整のうえ、委員長、副委員長及び事務局で整理し、取りまとめる。
- 2 中川副会長から、「関係者それぞれのジレンマをどう斟酌して形づくっていくか、獣医学教育をいかに公平に評価し、解決策を具体化していくか、難しい課題についてのこれまでの皆様の熱心なご議論と惜しみないご努力に対し、社団法人日本獣医師会として心から感謝する」旨の挨拶があり、会議を終了した。